

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号  
実用新案登録第3143026号  
(U3143026)

(45) 発行日 平成20年7月3日(2008.7.3)

(24) 登録日 平成20年6月11日(2008.6.11)

(51) Int.Cl. F 1  
G 0 6 Q 5 0 / 0 0 (2006.01) G 0 6 F 1 7 / 6 0 1 2 4

評価書の請求 未請求 請求項の数 4 O L (全 9 頁)

(21) 出願番号 実願2008-2677 (U2008-2677)  
(22) 出願日 平成20年4月24日(2008.4.24)(73) 実用新案権者 506294923  
株式会社介護  
東京都千代田区永田町2丁目17番5号  
ローレル永田町311号  
(74) 代理人 100083183  
弁理士 西 良久  
(72) 考案者 木原 康  
東京都新宿区西新宿6-6-2新宿国際ビルディング 株式会社介護内  
(72) 考案者 河村 智洋  
東京都町田市原町田1-4-7-402

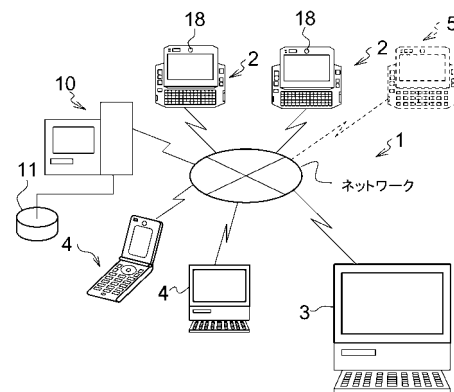
(54) 【考案の名称】 代行支援システム

(57) 【要約】

【課題】 この考案は、指示者の指示に基づいて代行者が代行を行いその状況を映像で表示する代行支援システムに関する。

【解決手段】 指示者端末に設けられて指示データを直接にまたは代行支援用サーバ経由で代行者端末に送信する指示手段と、代行者端末の撮影装置から入力された撮影データを指示者端末およびまたは代行支援サーバに送信する撮影データ送信手段と、代行者端末または代行処理に関する情報提供者端末から入力された提供情報を前記撮影データに関連づけて代行支援サーバに送信する提供情報送信手段と、代行支援サーバに対して見学者端末から前記提供情報の情報要求を行う情報要求手段と、該見学者からの情報要求データを前記代行者端末または情報提供者端末に転送する情報要求転送手段とを有することを特徴とする。

【選択図】 図1



**【実用新案登録請求の範囲】****【請求項 1】**

代行者が使用する代行者端末と、指示者が使用する指示者端末と、見学者が使用する見学者端末とがネットワークを介して接続される代行支援用サーバとを有する代行支援システムにおいて、

指示者端末に設けられて指示データを直接にまたは代行支援用サーバ経由で代行者端末に送信する指示手段と、

前記指示データに基づいて、代行者端末に設けられた撮影装置から入力された撮影データを指示者端末およびまたは代行支援サーバに送信する撮影データ送信手段と、

代行者端末または代行処理に関する情報提供者端末から入力された提供情報を前記撮影データに関連づけて代行支援サーバに送信する提供情報送信手段と、

代行支援サーバに対して見学者端末から前記提供情報の情報要求を行う情報要求手段と、

該見学者からの情報要求データを前記代行者端末または情報提供者端末に転送する情報要求転送手段とを有することを特徴とする代行支援システム。

**【請求項 2】**

提供情報送信手段で送信される提供情報が、商品価格などの商品情報からなっており、情報要求が商品購入申込みデータからなっていることを特徴とする請求項 1 に記載の代行支援システム。

**【請求項 3】**

前記代行支援サーバは、

指示者端末と見学者端末とがアクセス可能な代行支援用ウェブページと、

代行者の識別データからなる代行者情報と、指示者の識別データと該指示者の識別データに関連づけられて記録された指示要求データとからなる指示者情報と、指示者の代行要求した代行内容に基づいて代行者の識別データと指示者の識別データとを組み合わせた代行予定データと、見学者の識別データからなる見学者情報とを記録したデータベースと、

指示者端末を介して指示者より要求された代行要求を受け付ける代行要求受付手段と、

指示者の代行要求した代行内容データと、指示者の識別データと、代行処理する代行者の識別データとを関連づけて代行予定データとして記録する代行組合せ処理手段と、

前記代行予定データに基づいて代行者端末から入力された代行処理に関する撮影データを代行支援用ウェブページに表示する代行処理表示手段と、

代行行為の内容に関連する提供情報を前記代行処理に関する撮影データと関連づけて代行支援用ウェブページに表示する情報提供手段と、

参加者端末を介して前記提供情報で提供された情報について参加者の情報要求を受け付ける情報要求手段と、

参加者の情報要求データを前記代行者端末または情報提供者端末に転送する情報要求転送手段とからなることを特徴とする請求項 1 に記載の代行支援システム。

**【請求項 4】**

前記代行支援サーバは、

指示者端末と見学者端末とがアクセス可能な代行支援用ウェブページと、

代行者の識別データからなる代行者情報と、指示者の識別データと該指示者の識別データに関連づけられて記録された指示要求データとからなる指示者情報と、指示者の代行要求した代行内容に基づいて代行者の識別データと指示者の識別データとを組み合わせた代行予定データと、見学者の識別データからなる見学者情報とを記録したデータベースと、

指示者端末を介して指示者より要求された代行要求を受け付ける代行要求受付手段と、

指示者の代行要求した代行内容データと、指示者の識別データと、代行処理する代行者の識別データとを関連づけて代行予定データとして記録する代行組合せ処理手段と、

前記代行予定データの一部または全部を前記代行支援用ウェブページに表示して、見学者端末からアクセス可能とする代行予定表示手段と、

見学者端末を介して見学者より要求された見学要求を受け付ける見学要求受付手段と、

前記代行予定データに基づいて代行者端末から入力された代行処理に関する撮影データを代行支援用webページに表示すると共に、該代行支援用webページのアクセスを前記関連づけられた指示者端末およびまたは見学要求した見学者端末に許可する代行処理表示手段と、

代行者端末または代行処理に関する情報提供者端末から入力された提供情報を前記代行処理に関する撮影データと関連づけて代行支援用webページに表示する情報提供手段と、

参加者端末を介して前記提供情報で提供された情報について参加者の情報要求を受け付ける情報要求手段と、

参加者の情報要求データを前記代行者端末または情報提供者端末に転送する情報要求転送手段とからなることを特徴とする請求項1に記載の代行支援システム。

【考案の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

この考案は、代行者が使用する代行者端末と、指示者が使用する指示者端末と、見学者が使用する見学者端末とがネットワークを介して接続される代行支援用サーバとを有する代行支援システムに関する。

【背景技術】

【0002】

コンピュータネットワークを利用して、コンピュータ端末間で双方向の通信を行うシステムは知られている。

そこで、本人が健康上の理由や、遠隔地であるため実行できない行為を

例えば、特開2001-283041号の下見代行システムでは、オークション参加予定者に代わり下見代行人がオークション出品予定品の下見を代行するために供するシステムであって、オークション参加予定者のための下見装置と下見代行人のための下見代行装置との間に通信手段を設け、前記通信手段を通して前記下見代行装置からオークション出品予定品の下見情報を前記下見装置に送る手段を備えた構成が知られている。

しかし、上記構成では、下見装置と下見代行装置の間では、貸与機器を選択するため常時リアルタイムに双方向の通信を行うことができず、オークション参加者が必要とする十分な下見代行を行えないという欠点があった。

また下見代行システムでは、下見代行行為以外に用いられることがなく、用途が限定されてしまう。

一方で、モバイルブロードバンドによるデータ通信においては、低額でパケット通信を無制限に行えるサービスが提供されはじめており、通信費の負担が軽減され、映像データや音声データの配信が行える環境となってきた。

また、これらの配信された映像データや音声データは、モニターすることはできるが、それを可搬型の記録媒体に書き込んで、いつでも鑑賞することはできなかった。

【特許文献1】特開2001-283041

【考案の開示】

【考案が解決しようとする課題】

【0003】

この考案は上記実情に鑑みてなされたもので、その主たる課題は、一対となる代行者端末と指示者端末とを用いて、離れた場所の映像データを指示者端末に送って指示者に体感させることができると共に、見学者には前記映像データと共に提供情報を閲覧可能として、見学者端末からも提供情報の情報を要求することができるようにした代行支援システムを提供することにある。

また、提供情報を同時に表示することで、提供情報に興味を持った見学者は、提供情報を要求することができ、提供情報が商品やサービスの場合に、指示者と同様に商品やサービスの購入をすることができるようにした代行支援システムを提供することにある。

【課題を解決するための手段】

10

20

30

40

50

## 【 0 0 0 4 】

上記課題を解決するために、請求項 1 の考案では、

代行者が使用する代行者端末と、指示者が使用する指示者端末と、見学者が使用する見学者端末とがネットワークを介して接続される代行支援用サーバとを有する代行支援システムにおいて、

指示者端末に設けられて指示データを直接にまたは代行支援用サーバ経由で代行者端末に送信する指示手段と、

前記指示データに基づいて、代行者端末に設けられた撮影装置から入力された撮影データを指示者端末およびまたは代行支援サーバに送信する撮影データ送信手段、

代行者端末または代行処理に関する情報提供者端末から入力された提供情報を前記撮影データに関連づけて代行支援サーバに送信する提供情報送信手段と、

代行支援サーバに対して見学者端末から前記提供情報の情報要求を行う情報要求手段と、

該見学者からの情報要求データを前記代行者端末または情報提供者端末に転送する情報要求転送手段とを有することを特徴とする。

また、請求項 2 の考案では、

前記提供情報送信手段で送信される提供情報が、商品価格などの商品情報からなっており、情報要求が商品購入申込みデータからなっていることを特徴とする。

更に、請求項 3 の考案では、

前記代行支援サーバは、

指示者端末と見学者端末とがアクセス可能な代行支援用 web ページと、

代行者の識別データからなる代行者情報と、指示者の識別データと該指示者の識別データに関連づけられて記録された指示要求データとからなる指示者情報と、指示者の代行要求した代行内容に基づいて代行者の識別データと指示者の識別データとを組み合わせた代行予定データと、見学者の識別データからなる見学者情報とを記録したデータベースと、

指示者端末を介して指示者より要求された代行要求を受け付ける代行要求受付手段と、

指示者の代行要求した代行内容データと、指示者の識別データと、代行処理する代行者の識別データとを関連づけて代行予定データとして記録する代行組合せ処理手段と、

前記代行予定データに基づいて代行者端末から入力された代行処理に関する撮影データを代行支援用 web ページに表示する代行処理表示手段と、

代行行為の内容に関連する提供情報を前記代行処理に関する撮影データと関連づけて代行支援用 web ページに表示する情報提供手段と、

参加者端末を介して前記提供情報で提供された情報について参加者の情報要求を受け付ける情報要求手段と、

参加者の情報要求データを前記代行者端末または情報提供者端末に転送する情報要求転送手段とからなることを特徴とする。

また、請求項 4 の考案では、

前記代行支援サーバは、

指示者端末と見学者端末とがアクセス可能な代行支援用 web ページと、

代行者の識別データからなる代行者情報と、指示者の識別データと該指示者の識別データに関連づけられて記録された指示要求データとからなる指示者情報と、指示者の代行要求した代行内容に基づいて代行者の識別データと指示者の識別データとを組み合わせた代行予定データと、見学者の識別データからなる見学者情報とを記録したデータベースと、

指示者端末を介して指示者より要求された代行要求を受け付ける代行要求受付手段と、

指示者の代行要求した代行内容データと、指示者の識別データと、代行処理する代行者の識別データとを関連づけて代行予定データとして記録する代行組合せ処理手段と、

前記代行予定データの一部または全部を前記代行支援用 web ページに表示して、見学者端末からアクセス可能とする代行予定表示手段と、

見学者端末を介して見学者より要求された見学要求を受け付ける見学要求受付手段と、

前記代行予定データに基づいて代行者端末から入力された代行処理に関する撮影データ

10

20

30

40

50

を代行支援用webページに表示すると共に、該代行支援用webページのアクセスを前記関連づけられた指示者端末およびまたは見学要求した見学者端末に許可する代行処理表示手段と、

代行者端末または代行処理に関する情報提供者端末から入力された提供情報を前記代行処理に関する撮影データと関連づけて代行支援用webページに表示する情報提供手段と、

参加者端末を介して前記提供情報で提供された情報について参加者の情報要求を受け付ける情報要求手段と、

参加者の情報要求データを前記代行者端末または情報提供者端末に転送する情報要求転送手段とからなることを特徴とする。

10

【考案の効果】

【0005】

この考案は上記のように、指示者の指示による代行者の代行行為を見学しながら、その代行行為により得られた提供情報を基に、見学者も提供情報を要求することができ、その情報要求データは、代行者や情報提供者に転送されて、前記代行行為に参加することができる。

これにより、提供情報が商品やサービス等の場合に、見学者であってもそれらの購入が可能となる。

【考案を実施するための最良の形態】

【0006】

以下に、この考案の代行支援システムの好適な実施の形態を図面を参照しながら説明する。

20

【実施例1】

【0007】

図1および図2に示す代行支援システム1は、コンピュータ通信ネットワークに接続された代行支援用サーバ10と、前記コンピュータ通信ネットワークを介して前記代行支援用サーバ10に接続可能な代行者端末2と、指示者端末3と、見学者端末4とからなっている。

【0008】

そして、指示者端末3には指示手段12が設けられており、代行者への指示データを代行支援用サーバ10経由で代行者端末2に送信するようになっている。

30

この考案では、前記指示手段12は、代行者への指示データを直接に、代行者端末2に送信してもよい。

【0009】

代行者端末2にはカメラやマイクを備えた撮影装置18が接続されており、撮影データ送信手段13により、該撮影装置18から入力された撮影データを指示者端末3と代行支援サーバ10とに送信する。

この考案では、代行者端末2は撮影データを代行支援サーバ10にのみ送信し、指示者は指示者端末3を代行支援サーバ10に接続して前記撮影データを見うるようにしてもよい。

40

【0010】

また代行処理時に提供される商品やサービスの価格や特徴などの提供情報(商品情報)は、代行者端末2または代行処理に関する情報提供者端末5から入力され提供情報送信手段14により代行支援サーバ10に送信される。

この提供情報の入力、その都度入力されるものであってもよいし、予め代行支援サーバ10のメモリやデータベース等に記録されているものを呼び出すものであってもよい。

【0011】

そして、代行支援サーバ10では、前記撮影データに前記提供情報のデータを関連づけて、外部表示する。

本実施例では、代行支援サーバ10が提供する代行支援用webページに表示される。

50

## 【 0 0 1 2 】

見学者端末 4 は、1 または複数設けられており、代行支援サーバ 1 0 の代行支援用 w e b ページにアクセス可能となっている。

そして、前記撮影データとこれに関連づけられた提供情報のデータを見ることができ、指示者と同様に代行による行為を体感することができる。

## 【 0 0 1 3 】

見学者が前記提供情報に対して興味を持った場合には、前記見学者端末 4 から提供情報送信手段 1 5 によって代行支援サーバ 1 0 に対して前記提供情報の情報要求を行う。

ここで情報要求は、商品やサービスの購入代行の場合には、商品やサービスの購入申込みとなる。

10

## 【 0 0 1 4 】

見学者からの情報要求を受けた代行支援サーバ 1 0 は、情報要求のデータを情報要求転送手段 1 6 によって、前記代行者端末 2 または情報提供者端末 5 に転送する。

ここで代行者が商品やサービスの提供者を兼ねる場合には情報提供者端末 5 は不要であり代行者端末 2 にのみ転送されるが、別の場合には商品や情報の提供者に情報提供者端末 5 を介して前記情報要求のデータが送信される。

## 【 0 0 1 5 】

後者の場合に代行者端末 2 にも同じ情報要求のデータを送信するようにしてもよい。

また、代行支援サーバ 1 0 では情報要求のデータを前記提供情報のデータと組み合わせで代行支援用 w e b ページに同時に表示するようにしてもよい。

20

## 【 0 0 1 6 】

以下に、この代行支援システム 1 の代行支援サーバ 1 0 の機能について図 3 を参考に説明する。

前記代行支援サーバ 1 0 は、コンピュータからなっており、データベース 1 1 と直接またはネットワーク経由で接続している。

## 【 0 0 1 7 】

該データベース 1 1 には、指示者端末 3 と見学者端末 4 とがアクセス可能な代行支援用 w e b ページと、代行者の識別データや代行者の属性データなどからなる代行者情報と、指示者の識別データや指示者の属性データ等と該指示者の識別データに関連づけられて記録された指示要求データとからなる指示者情報と、指示者の代行要求した代行内容に基づいて代行者の識別データと指示者の識別データを組み合わせた代行予定データと、見学者の識別データや属性データ等からなる見学者情報とを記録している。

30

## 【 0 0 1 8 】

そして、代行支援サーバ 1 0 は、指示者端末 3 を介して指示者より要求された代行要求を受け付ける代行要求受付手段 2 1 を有している。

これは、前記代行支援用 w e b ページへの申込みなどによって行うことができる。

指示者は、例えば、上記 w e b ページの代行申込み画面で、自己の識別データを入力し、代行要求として例えば代行ショッピング（購入商品、地域、日時など）の申込みを行い、サーバ 1 0 側ではこれを受け付ける。

40

## 【 0 0 1 9 】

代行支援サーバ 1 0 は、指示者の代行要求した代行内容データ（例えば、買い物代行）に対応して、指示者の識別データと、代行処理する代行者の識別データとを関連づけて代行予定データとして記録する代行組合せ処理手段 2 2 を有している。

これにより代行者と指示者とを組み合わせる。この組合せは、代行する種類に応じて予め定められた順番に従って自動的に行われるもの、あるいは指示者からの希望順位に応じて行うものなど、適宜方法によって定められる。

そして、この組合せは、それぞれの指示者端末 3、代行者端末 2 に通知されると共に、組み合わせられた指示者端末 3 と代行者端末 2 とが関連づけられる。

## 【 0 0 2 0 】

このようにして決められた代行予定データ（例えば代行する内容や、代行する地域、日

50

時、代行者、指示者)の一部または全部は、代行予定表示手段23によって前記代行支援用webページの代行予定一覧画面に表示される。

見学者は、見学者端末4を介して前記代行支援サーバ10に接続し、前記代行予定一覧画面に表示された中から希望する代行予定データを指定して見ることができる。

ここで前記webページは、閲覧者を見学者(会員)に限定するものであっても、あるいは限定しないものであってもよい。

#### 【0021】

見学者は、見学者端末4を介して複数の代行予定データの中から自分が参加を希望する代行予定データを選択し、見学者の識別データを入力して代行支援サーバ10に対して見学要求を行う。

この見学要求の際に会員登録して見学者として識別データが付与されるようにしてもよい。

代行支援サーバ10では、見学要求受付手段24により見学要求を受け付け、見学者の識別データと前記代行予定データを関連づけて記録する。

#### 【0022】

そして、前記指示手段12により、指示者端末3から指示が文字データや音声データとして入力され、代行者端末2のディスプレイやスピーカから出力されて指示が伝えら、その指示に基づいて代行者による代行行為が行われ、その模様が撮影装置18で撮影される。

前記代行予定データに基づいて代行者端末2の撮影装置18から入力された代行処理に関する撮影データは代行支援サーバ10に送信され、代行処理表示手段25によって代行支援用webページの代行表示画面に表示する。

#### 【0023】

この代行表示画面は、前記代行予定データに関連づけられた参加者端末4と指示者端末3がアクセス可能となっており、該webページにアクセスして代行表示画面に表示された撮影データを見ることができる。

この考案では、前記映像データは代行者端末2から代行支援サーバ10と同時に指示者端末3に直接に送信するようにしてもよく、指示者端末3に接続されたディスプレイやスピーカで撮影データの映像や音声を再生しうる。

#### 【0024】

また、代行支援サーバ10では、情報提供手段26により、前記代行する行為において取り扱う商品やサービスなどの提供情報について、代行者端末2または代行処理に関する情報提供者端末5から代行支援サーバ10に入力し、該入力された提供情報を前記代行処理に関する撮影データと関連づけて代行支援用webページに表示する。

例えば、前記代行表示画面の映像画面中に小窓を設けて、小窓内に提供情報画面を表示したり、代行表示画面にリンクする別画面に表示するなど適宜手段を講じることができる。

#### 【0025】

ここで、提供情報の入力、代行者が商品の販売者である場合には代行者だけでよいが、代行者が販売者では無い場合には販売者が情報提供者となる。

また提供情報は、代行行為と同時に入力されるものでもよいし、予めデータベース等に商品識別データと関連して記録し、代行表示画面中にこれ呼び出して入力するものでもよい。

あるいは、予めデータベースに提供情報および提供情報の識別データを記録すると共に、この商品識別データを前記代行予定データと関連付けて記録しておき、前記代行者端末2や情報提供者端末5からの入力を要さず、代行処理表示と同時に表示させるようにしてもよい。

#### 【0026】

見学者は、見学者端末4の情報要求手段27を介して代行支援サーバ10に、前記提供情報で提供された情報について参加者の情報要求を行い、代行支援サーバ10では参加者

10

20

30

40

50

の情報要求を受け付ける。

例えば、代行支援用webページの情報要求画面で、見学者は見学者の識別データと共に情報要求を入力する。

この実施例では見学者は予め識別データを付与されているが、前記代行表示画面のアクセスは一般公開とし、情報要求画面で情報要求する際に見学者としての識別番号が付与される構成としてもよい。

【0027】

代行支援サーバ10では、情報要求転送手段28により前記参加者の情報要求データを、商品販売者である前記代行者端末2または情報提供者端末5に転送する。

これにより、代行者の代行行為を見ながら、見学者も同じ代行行為に参加して、商品の購入や情報を入力することが可能となる。

10

【0028】

この考案では、端末は携帯型のコンピュータやPDA、多機能携帯電話などのコンピュータ端末を用いることができ、またディスプレイやスピーカー、キーボードやマイクなどの周辺装置の全部または一部が接続されている。

この考案は、上記実施例に限定されるものではなく、要するにこの考案の要旨を変更しない範囲で種々設計変更しうることも勿論である。

【図面の簡単な説明】

【0029】

【図1】代行支援システムのブロック図である。

20

【図2】代行支援システムの機能ブロック図である。

【図3】代行支援用サーバの機能を示すブロック図である。

【符号の説明】

【0030】

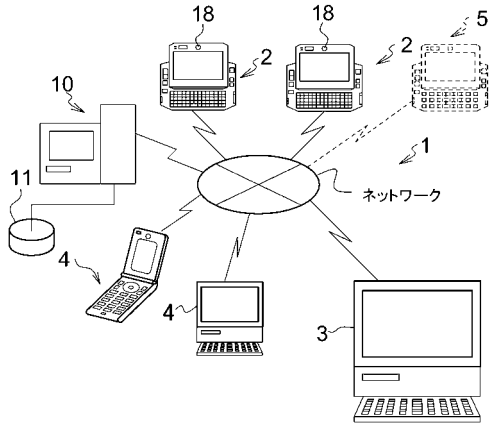
- 1 代行支援システム
- 2 代行者端末
- 3 指示者端末
- 4 見学者端末
- 5 情報提供者端末
- 10 代行支援用サーバ
- 12 指示手段
- 13 撮影データ送信手段
- 14 提供情報送信手段
- 15 提供情報送信手段
- 16 情報要求転送手段
- 18 撮影装置
- 21 代行要求受付手段
- 22 代行組合せ処理手段
- 23 代行予定表示手段
- 24 見学要求受付手段
- 25 代行処理表示手段
- 26 情報提供手段
- 27 情報要求手段
- 28 情報要求転送手段

30

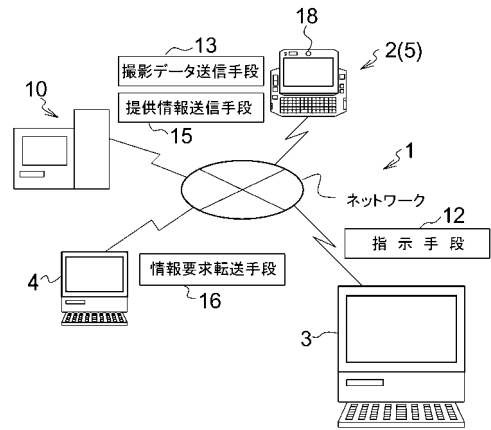
40



【 図 1 】



【 図 2 】



【 図 3 】

